

講演「欧米の個人情報保護規制におけること
もの保護の最新動向と日本への示唆」

講師：当協会 顧問
森・濱田松本法律事務所
弁護士 田中 浩之 先生

2024年1月25日（木） 15:00～16:00

あいさつ「こどもとプライバシー」

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

（一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長）

日本の子どもプライバシー保護論議の一事例①

- 日本の個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号））は、2003年5月によりやく制定された。
- 子どもの個人情報に係る消費者トラブルが増えてきたということで、その対応策について議論したことがある。
- 議論の一つは、国民生活センターにおけるそれであった。
- 国民生活センターの情報提供関係の委員を務めていたので、意見を求められた。
- その報告書があったはずであるが、見つからない。概要（2005年）を探し当てた。

日本の子どもプライバシー保護論議の一事例②

- 1 子どもの個人情報に係る消費者トラブルの動向
- 子どもが携帯電話やパソコンを日常的に使用するようになり、情報通信ネットワークを通じて子どもの個人情報までが収集され、悪質な勧誘や不当な請求に無差別的に利用されるという事態が進行している。本人が気づかないままに個人情報が収集・利用あるいは第三者に提供され、子どもの個人情報に係る消費者トラブルが著増している。
- ① 個人情報に係る相談件数が増加、全体に占める割合も上昇
- 各地の消費生活センターや国民生活センターに寄せられる消費生活相談では、近年、個人情報に係る消費者トラブルに関連する相談が著増している。

日本の子どもプライバシー保護論議の一事例③

- 国民生活センターのPIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)によると、個人情報に係る相談は、1995年度から2003年度までの9年間の累積で6万7千件を越え、特に2000年度以降に急増し、2003年度は3万4,483件に達した。相談の総件数に占める割合も高まり、2000年度の0.7%から、2003年度には2.5%へと高まった(表1、図1参照)
- ② 個人情報に係るトラブルの当事者は20歳～30歳代が中心
- 個人情報に係る消費者トラブルの当事者になることが多い年代は、20歳代(30.8%)、30歳代(27.5%)である。40歳代以上には年齢が高くなるほど相談件数は減少する(図2参照)。
- 注 本調査の相談事例の分析における「子ども」とは、6歳～17歳の消費者である。
- Practical Living Information Online Network System

2022年度 全国の消費生活相談の状況－PIO-NETより

- https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230809_1.html
- 2022年度の傾向と特徴の一部
- 2022年度の相談件数は89.6万件で、2021年度の84.8万件に比べ約5万件増加した。
- 特に「定期購入」に関する相談が約10.2万件（2021年度に比べ約4万件増）となり、相談件数全体の約1割を占める。
- 契約当事者の年代は、依然として70歳以上の割合が最も高く、23%であった。

(表 1) 個人情報に係る消費生活相談件数の推移 (1995～2003年度) ◀

年度◀	個人情報に係る消費生活相談件数◀		全相談件数◀
	全年代の相談件数◀ (全相談件数に占める%) ◀	子ども (6歳～17歳) を◀ 当事者とする相談件数◀	
1995◀	663 (0.2%) ◀	6◀	274,076◀
1996◀	1,135 (0.3%) ◀	12◀	351,139◀
1997◀	2,036 (0.5%) ◀	20◀	400,511◀
1998◀	2,456 (0.6%) ◀	27◀	415,347◀
1999◀	3,341 (0.7%) ◀	49◀	467,110◀
2000◀	3,992 (0.7%) ◀	45◀	547,145◀
2001◀	6,194 (0.9%) ◀	94◀	655,898◀
2002◀	12,777 (1.5%) ◀	300◀	832,644◀
2003◀	34,483 (2.5%) ◀	1,346◀	1,371,316◀

(注) 国民生活センターのPIO-NETにより作成 (2004年7月20日までの登録分) 。◀

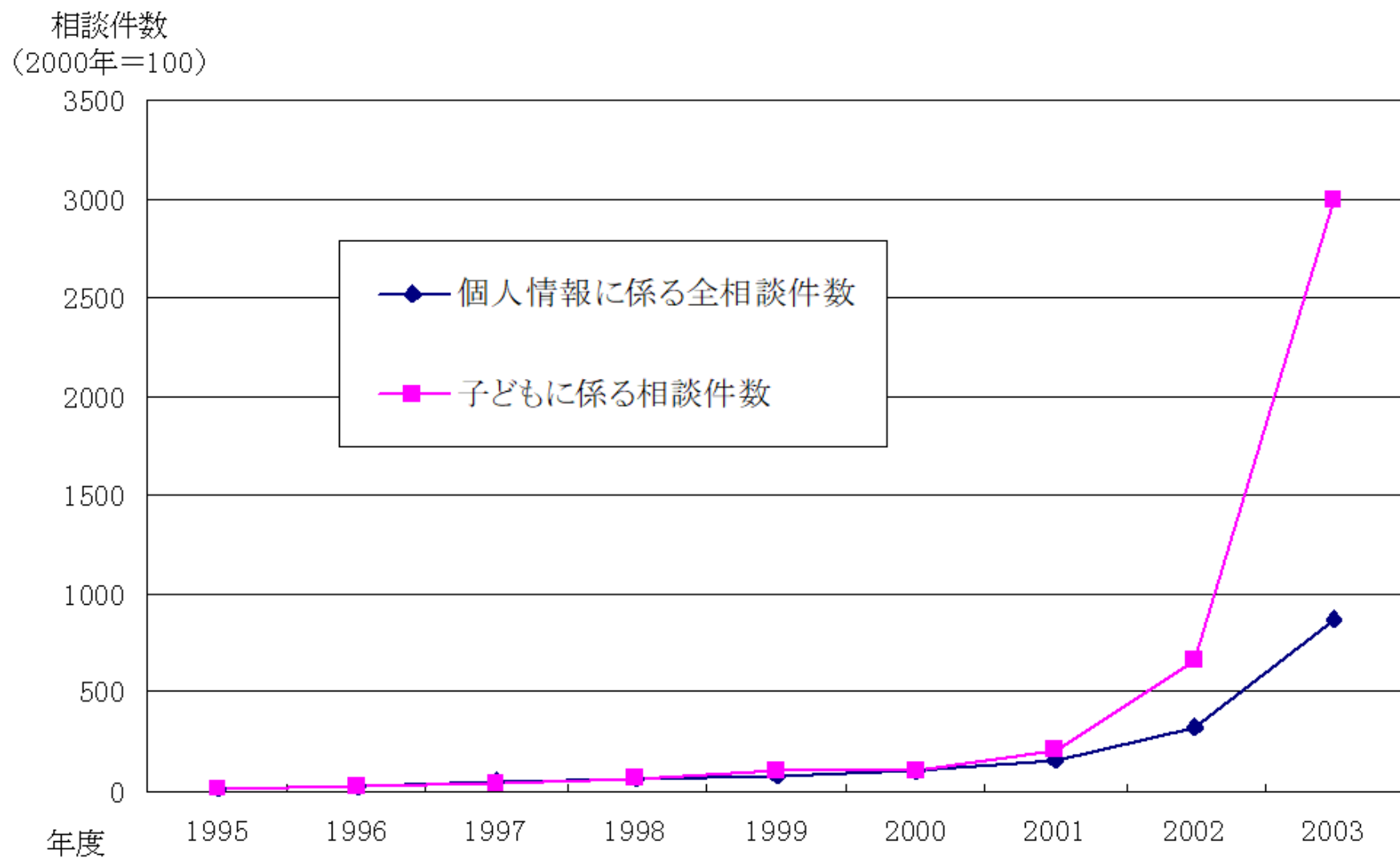
日本の子どもプライバシー保護論議の一事例④

- ③ 子どもの個人情報に係る相談の急増が目立つ
- 全体的に個人情報に係る消費生活相談が増加しているが、子ども（6歳～17歳）の個人情報に係る相談件数の急増が目立つ。2002年度は300件、2003年度には1300件を超えた。1995年度～2003年度にかけて、個人情報に係る相談件数全体は約50倍、子どもの個人情報に限ると約220倍に増加している（図1参照）。

日本の子どもプライバシー保護論議の一事例⑤

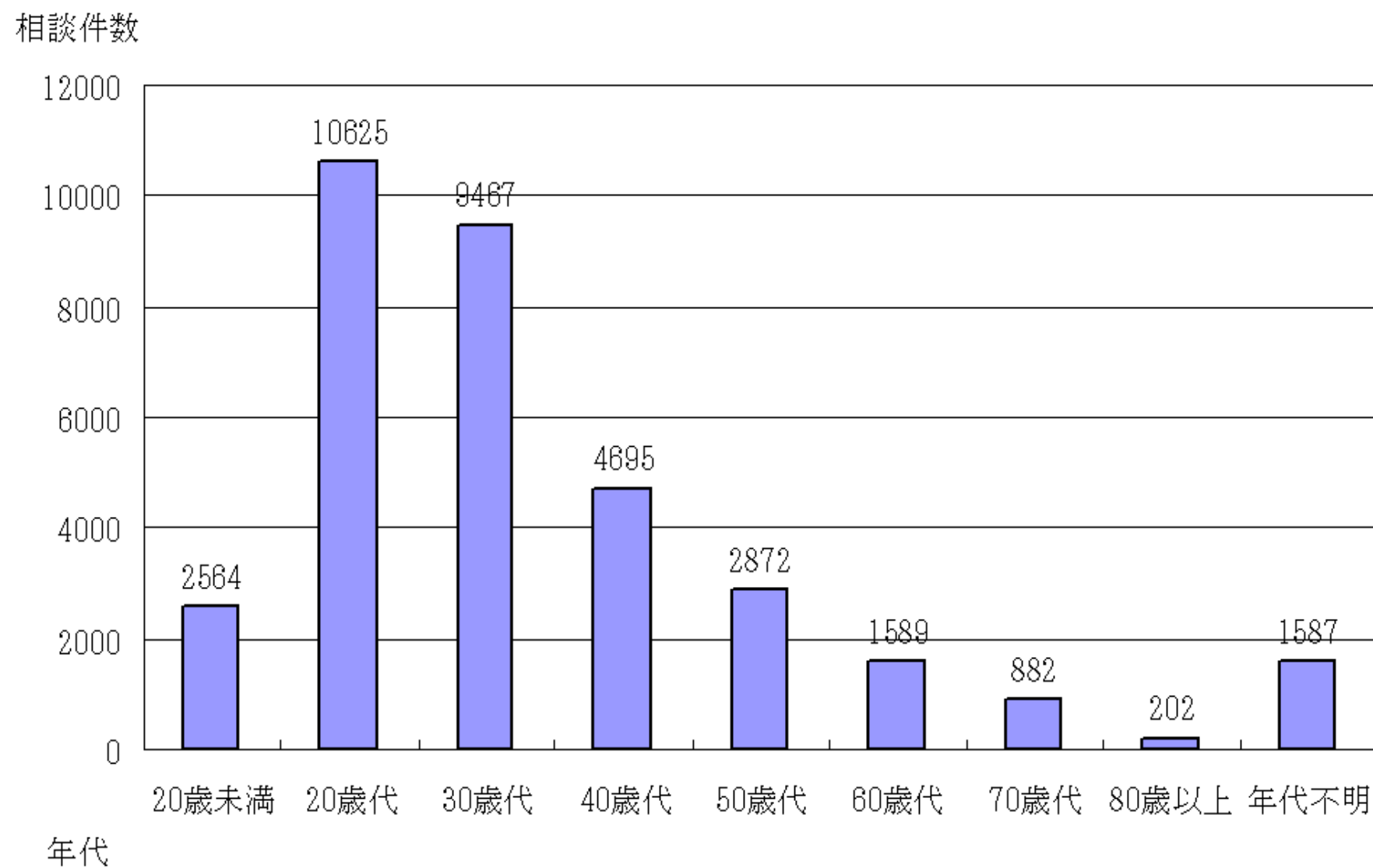
- ④ 子どもの個人情報トラブルの第1位は「電話情報提供サービス」
- 個人情報に係る消費者トラブルと関連する商品・サービスは、若い消費者層では「電話情報提供サービス」(携帯電話などで有料情報を利用したとして高額な料金請求を受ける等)、50歳以上では「フリーローン・サラ金」(金融業者に個人情報が利用され脅迫めいた勧誘や不当・架空の返済請求を受ける等)などが最上位を占める。
- 子どもの個人情報に係る消費生活相談では、8割以上の1,149件(85.4%)が「電話情報提供サービス」、77件(5.7%)が「オンライン情報サービス」である。

(図1) 個人情報に係る全相談件数と子どもの相談件数の増加率 (2000年度=100) ←



(注) 国民生活センターのPIO-NETにより作成。←

(図2) トラブル当事者の年代別にみた個人情報に係る相談件数 (2003年度) ←



日本の子どもプライバシー保護論議の一事例⑥

- 2 子どもの個人情報に係る相談の具体例
- 子どもの個人情報に係る相談にみられる典型的なケースは、子どもの名前や携帯電話番号を知る業者から有料情報サービスの高額な料金請求を受ける(子ども個人を特定した不当・架空の請求)、子どもの名前で自宅に勧誘のダイレクトメールや注文した覚えのない商品が送りつけられる(子ども個人を特定した不審な送付物)、子どもから個人情報を聞き出そうとする不審な電話や電子メールなどを受け取る(子どもの個人情報を狙う電話やメール)などである。
- (1) 無差別的に収集・利用される子どもの個人情報
- [事例 1] 小学生の娘の携帯電話に広告メールが頻繁に届き、メールに記載されたホームページにアクセスしたところ登録したことになり、利用料金を請求されている(相談者: 母親)

日本の子どもプライバシー保護論議の一事例⑦

- [事例 2] 小学生の息子の名前宛で、貸金業者から融資するというハガキが何度も届いている。業者に苦情を伝えると「放っておいたらいいじゃないか」と悪びれた様子がない。子どもの個人情報はどうしてこのような業者に知られているのか不審である(相談者:父親)
- [事例 3] 中学生の息子の名前で、毎日膨大な量のダイレクトメールが送られて来るが、送付を止めさせる方法はないか(相談者:母親)
- [事例 4] 高校生の娘に名指しで電話が来て、着物が当たったのでプレゼントすると言う。いらないと答えたが、相手がどうして娘の名前や自宅の電話番号を知っているのか不審である(相談者:母親)
- 【以下省略】

個人情報保護委員会 キッズページ①

- こどもに向けた教育活動
 - 出前授業
 - 全国の小学校に職員を派遣し、「個人情報の適切な取扱い方」について授業を行っています。
 - オンラインによる開催も行っています。(詳細はお電話にてご相談ください)
-
- 対象：主に小学4年生～6年生(1～3年生もご相談に応じます)
 - 所要時間：45分程度(ご希望に応じて調整可能)
 - 開催時期：平日(お電話にて日時をご相談ください)

個人情報保護委員会 キッズページ②

- 講師：個人情報保護委員会事務局の職員
- 費用：無料
- 授業内容（下記①、②、③の順に実施します。合計45分）
- ①動画（DVD）視聴：約17分（動画）政府広報オンライン
- ②クイズ：約18分（「個人情報は何？」「どうして個人情報をSNSやインターネットにむやみに投稿してはいけないの？」など）
- ③児童による発表とまとめ：約10分「これから私が生活の中で気をつけること」
- 学年合同の授業や保護者参観も承ります。
- お申込み・お問合せ先：個人情報保護委員会事務局 広報担当 電話 03-6457-9680（代表）

PPC こどものためのハンドブック

